

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800026号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800059号

第1 結論

請求期間①、③及び⑤について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②及び④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年12月1日から昭和60年6月1日まで
② 昭和60年6月1日から同年12月1日まで
③ 昭和60年12月1日から昭和61年3月1日まで
④ 昭和61年3月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和61年12月1日から平成元年8月1日まで

請求期間①、③及び⑤について、A社に勤務し、毎月25万円以上の給与を支給されていたが、厚生年金保険の記録では標準報酬月額が13万4,000円と記録されている。請求期間①、③及び⑤の標準報酬月額の記録を見直し、将来の年金額に反映してほしい。

請求期間②及び④について、A社における厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、請求期間の前から継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間に見直し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、③及び⑤について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、請求者の当該期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料を保管しておらず、当該期間における給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除は不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間①、③及び⑤における、厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A社が業務を委託していた社会保険労務士事務所に保存されている請求者の請求期

間③に係る標準報酬月額記録はオンライン記録と符合している上、請求期間⑤の雇用保険の資格取得時の賃金額はオンライン記録の標準報酬月額と符合していることから、当時の事業主は、請求期間③及び⑤について、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたものと考えられる。

加えて、請求期間①から⑤までの期間に、A社の厚生年金保険の被保険者となっている者のうち、請求者が名前を挙げた同僚を含む、連絡先住所が判明した者 13 名に当時の事業所における厚生年金保険の取扱い及び給与明細書所持の有無について問い合わせたところ、8 名から回答を得たが、同社における厚生年金保険料の取扱いについて具体的な回答を得ることもできない上、当時の給与明細書を所持している者はいないことから同社における厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、③及び⑤における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②及び④について、請求者は、当該期間における勤務を証言する者として2名の同僚の氏名を挙げており、このうち1名の同僚はオンライン記録により当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者とされていないことが確認できるが、もう1名の同僚は、請求期間②のうち昭和 60 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで及び請求期間④において、同社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できること、請求者は請求期間②及び④の期間において、同社に勤務していた旨陳述している。

しかしながら、i) A社が業務を委託していた社会保険労務士事務所に保存されている請求者に係る請求期間③の入社年月日は昭和 60 年 12 月 1 日、退社年月日は昭和 61 年 2 月 28 日と記入され、オンライン記録と符合していること、ii) 請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 60 年 6 月 1 日及び昭和 61 年 3 月 1 日の被保険者資格喪失時に健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されていることが確認できること、iii) 同社は昭和 61 年 11 月 1 日に雇用保険の適用事業所となっているところ、請求者の雇用保険加入年月日は昭和 61 年 12 月 1 日となっており、請求期間⑤に係るオンライン記録の被保険者資格取得年月日と符合していることから、当時の事業主は、請求期間②及び④について、オンライン記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を社会保険事務所に対して行っていたものと考えられる。

また、当時の事業主は、請求者の請求期間②及び④に係る勤務の事実及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料を保管していない上、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、請求期間①から⑤までの期間に、A社の厚生年金保険の被保険者となっている者のうち、請求者が名前を挙げた者を除き、連絡先住所が判明した者 11 名に請求者の勤務の事実及び事業所における厚生年金保険の取扱いについて問い合わせたところ、6 名から回答を得た

が、請求期間②及び④における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な回答を得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②及び④における請求者の勤務実態並びに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。